

# 人財スキルアップ補助金

従業員の資格取得・研修などにかかった費用の一部を補助します！

## 対象・申請期間

市内で操業する中小企業が、市内の事業所に勤務する従業員の育成のために企業が負担した、研修の費用やセミナーへの参加費、資格の取得にかかる経費の一部を助成します。

**申請受付期間** 令和3年1月4日 ~ 令和3年1月29日

## 対象経費・補助金額

令和2年1月1日から12月31日までに事業と支払の両方が完了した下記の費用が対象です。

<b>対象経費</b>	①人材の能力向上のために取得した資格に係る試験受験料 ②各種セミナー・技術講習会の受講料(本市主催のものは対象外) ③社内研修に要した費用(社外講師への謝礼・会場使用料)
<b>交付金額</b>	対象経費の1/2以内、ただし、小規模企業者については2/3以内(千円未満切捨)
<b>補助上限</b>	10万円



- ・消費税・食費・宿泊費・振込手数料は補助対象外です。
- ・資格受験料については、合格(資格取得)した方の分のみが対象となります。
- ・国や他の団体から補助金等の交付決定を受けた事業は、補助対象経費からその額を除いた金額を対象とします。
- ・補助金の交付は予算の範囲内で行います。  
(申請多数の際は按分等の調整を行う場合があります。)
- ・対象外の業種があります。詳しくは要項をご確認ください。

## 提出書類

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②暴力団との関わりのない誓約書(様式第2号)
- ③補助事業内容説明書(様式第3号)・チェックシート(別紙)
- ④試験案内、セミナー案内等、内容と対象経費額の分かる書類の写し  
(食費等、対象外経費が含まれる場合は、対象外経費の内訳が分かる書類)
- ⑤領収証、振込書等の支払内容を証明する書類の写し  
(ネットバンキングでの振込依頼票は、あわせて振込の完了が確認できる書類を添付してください)
- ⑥資格受験料の場合は、資格取得を証明する書類の写し
- ⑦市税完納証明書

## 申請の流れ

### 交付申請書の提出

申請受付期間の2021年1月4日から29日までに書類を提出してください。

### 補助金交付決定

前橋市から、補助金の交付金額等の決定をお知らせする「交付決定通知書」を郵送します。交付決定額の按分等の調整があった場合には、按分後の金額でお知らせをします。

### 補助金交付請求書の提出

次の書類を提出し、請求してください。30日以内に補助金の交付を行います。

- ・補助金交付請求書(様式第5号)
- ・交付決定通知書の写し

### 補助金の交付

## 補助金の例

### 【2020年中に次の研修等を行った場合】

- ①7月4日～5日 新入社員合同研修  
受講料 25,000円(税込み)×1人  
うち宿泊費 5,000円(税込み)×1人  
うち食費 3,000円(税込み)×1人

- ②9月10日 ISO社内研修  
講師謝礼 150,000円(税込み)

- ③7月16日 技能検定(国家検定)9月10日合格発表  
受験料 21,000円(税込み)×2人  
(1人のみ合格、1人は不合格であった)

#### ●補助対象経費

- ①25,000円-(宿泊5,000円+食事3,000円)÷1.1=15,455円  
②150,000円÷1.1=136,364円  
③21,000円÷1.1=19,091円

#### ●補助金申請金額 ①+②+③=170,910円

- 中小企業者 170,910×1/2= 85,000円(千円未満切捨)  
小規模企業者170,910×2/3= 100,000円(千円未満切捨、上限10万円)

← 宿泊や食事の提供を伴う研修の受講にもかかわらず、研修案内等に宿泊費・食費相当額が明記されていない場合、実施元に内訳を確認した書類を添付ください。

← 【1人分対象外】不合格、または補助金の申請時点までに合否が明らかになっていないものは、対象外です。(翌年合格発表の結果合格となった場合、翌年度の補助事業とできます。)

← 消費税・食費・宿泊費は対象外です。消費税額が明記されていない場合であっても、消費税が課税されている場合には消費税分を除いてください。

← 小規模企業者のみ補助率2/3となります。

## お問い合わせ

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係

TEL:027-898-6983(直通) FAX:027-224-1188

前橋市HPを「人財スキル」で検索!

人財スキル | X

検索

